暮らしサポート

消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と思っていませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン中！

高齢者を狙った下記の事例が多くなっています。この他にも気になることがありましたら、お気軽に村消費生活センターまでご相談ください。

● 気づかないうちに定期購入に

ネット通販の「定期購入」に関するトラブルでは、「いつでも解約可能」という広告を見て購入したのに、「１回目のみの購入では解約できない」と言われ、想定した以上の支払いが必要になったというケースがみられます。これは「特別割引クーポン」を使用したことで、購入回数の条件がある定期コースに変更されたと思われます。「最終確認画面」は最後まで確認しましょう。

● 巧妙化するフィッシング詐欺

実在する組織をかたるメールやＳＭＳ（ショートメッセージサービス）を送信し、個人情報を搾取するフィッシングに関する相談が寄せられています。公的機関やよく利用する事業者からのメッセージに見えても、実は危険なフィッシングの手口かもしれません。あせらず冷静に対応することが大切です。

【相談する前の準備】
契約書や購入のきっかけとなったパンフレット、ネット取引の場合は販売サイトの画面やＵＲＬ、メールやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）のやり取りなどを保存して、用意しておきましょう。トラブルに至った経緯を時系列にまとめたメモを作成しておくと、スムーズに進みます。

消費生活緊急情報　強引な不動産の訪問販売トラブルにご注意！

突然、一人暮らしのアパートに「住宅について考えませんか」と不動産業者が訪問してきた。家に入れると、年収や預金額などの個人情報を求められた。翌日以降も数時間居座られ、「家を持ってこそ一人前だ。自立したいなら自分で決めろ、誰にも言うな」等と強い口調で言われ、建売住宅の契約を執拗に迫られた。住宅を購入するつもりは無いので断ったが、業者は「また来る」と言って帰っていった。連日の長時間にわたる勧誘で精神的に疲弊している。今後の対処方法を教えてほしい。

【ひとことアドバイス】
勧誘を受ける意思がない時は、訪問業者を安易に家にあげないでキッパリ断りましょう。

～以上２件、「くらしの豆知識2024年版」、「消費生活緊急情報」より引用・抜粋～

◀ 消費生活に関する相談は ▶

◆村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場１階西側（収納課奥）
月・水・木・金　午前９時～正午、午後１時～４時　**☎885-7141**（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は３時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
◆消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎１８８（いやや）※３桁で繋がります。
◆県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前８時30分～午後５時15分　**☎029-301-7379**